



(大阪労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表
平成24年7月3日

担当	大阪労働局労働基準部健康課 電話 06(6949)6500
----	----------------------------------

定期健康診断の結果について

— 年々上昇していた有所見率が減少に転じる —

大阪労働局（局長 西岸 正人）は、平成23年の定期健康診断の結果状況をとりまとめた。

定期健康診断は、労働安全衛生法により、全事業場において、常時使用する労働者への実施が義務付けられており、労働者数50人以上の事業場については、定期健康診断の結果を労働基準監督署へ報告しなければなりません。

今般、平成23年の定期健康診断結果報告があった大阪府内の事業場（8,576事業場）の受診労働者（1,060,165人）について、その結果を取りまとめました。

ポイント

- これまで年々上昇してきた定期健康診断の有所見率が、初めて減少に転じ、51.4%となった。
- 脳・心臓疾患関係の検査項目の1つである血中脂質検査（コレステロールに関する検査）の有所見率が依然として最も高いものの、平成21年をピークに2年連続して減少した。
- 業種別では、「清掃と畜業」の有所見率が突出して高く、運輸交通業がそれに続く。

定期健康診断の有所見率の改善のためには、産業保健スタッフが各人の健康診断結果を精査し、それぞれの者に応じた栄養指導、運動指導等を実施することが必要であり、さらにそれらを通じ勤労者自身が指導内容を実行することが重要です。

有所見率の改善のため、大阪労働局では平成22年度から有所見率が高い事業場に対する個別の指導や、講習会等での周知・啓発を行っており、長年上昇を続けていた有所見率が減少に転じたことは一定の効果があったと考えられます。しかしながら今なお半数以上の方に何らかの所見が認められている状況にあります。

現在、大阪労働局では事業場で実施されている「有所見率改善のための好事例」の収集に取り組んでおり、事例集を作成、公表することにより各事業場での取組の活性化を図ることとしております。

事業場においては、医師や保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用が重要であり、産業保健スタッフを配置することができない小規模事業場については、地域産業保健センターを気軽に活用していただくことを呼びかけています。

参考：「地域産業保健センターをご活用ください」（リーフレット）

「有所見率改善のためのいいアイデアはありませんか？」（リーフレット）

大阪労働局管内事業場の 平成23年定期健康診断結果について

表1 定期健康診断の実施状況の推移（大阪）（規模50人以上の事業場）

年	健診実施事業場数		受診者数	有所見者数	有所見率	
					大阪	全国
平成14年	7,378	(1,321)	992,264	450,644	45.4%	46.7%
平成15年	7,438	(1,342)	984,340	446,358	45.4%	47.3%
平成16年	7,542	(1,427)	992,699	455,873	45.9%	47.6%
平成17年	7,757	(1,490)	996,181	470,725	47.3%	48.4%
平成18年	7,786	(1,542)	1,007,069	483,130	48.0%	49.1%
平成19年	8,014	(1,639)	1,032,304	506,637	49.1%	49.9%
平成20年	8,659	(1,896)	1,125,211	566,835	50.4%	51.3%
平成21年	7,902	(1,671)	1,010,346	521,108	51.6%	52.3%
平成22年	9,162	(2,217)	1,170,063	605,732	51.8%	52.5%
平成23年	8,576	(2,043)	1,060,165	544,569	51.4%	52.7%

（備考）1.健診実施事業場数は延事業場数 2.()は年2回以上実施した事業場数で内数

表2 定期健康診断の業種別実施状況（平成23年・大阪）（規模50人以上の事業場）

業種	健診実施事業場数 (事業場)		受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率(%)	
					大阪	全国
製造業	1,813	(526)	236,783	121,844	51.5	51.4
建設業	135	(21)	13,807	8,189	59.3	62.5
運輸交通業	766	(388)	75,925	47,993	63.2	60.9
貨物取扱業	129	(24)	10,554	5,717	54.2	55.2
その他	5,733	(1,084)	723,096	360,826	49.9	52.0
商 業	1,819	(138)	176,524	90,718	51.4	52.4
金融広告	400	(20)	60,458	27,039	44.7	50.3
通 信 業	145	(26)	27,769	17,036	61.4	59.6
教育研究	322	(44)	45,900	22,531	49.1	53.5
保健衛生	952	(449)	144,145	62,543	43.4	47.6
接客娯楽	279	(87)	18,394	8,122	44.2	51.0
清掃と畜業	239	(78)	32,697	22,909	70.1	67.4
他の事業	1,549	(237)	213,515	107,812	50.5	52.5
全 産 業	8,576	(2,043)	1,060,165	544,569	51.4	52.7

（備考）1.健診実施事業場数は延事業場数 2.()は年2回以上実施した事業場数で内数
3.「その他」の内訳は抜粋

表3 定期健康診断の項目別有所見率の推移（大阪）

項目 年	聴力 (1000 Hz)	聴力 (500 Hz)	聴力 (その他)	胸部 X線検査	喀痰 検査	血圧 検査	貧血 検査	肝機能 検査	血中 脂質 検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電 図検査	有所見 率 (全項目)
	14年	3.9%	7.9%	0.7%	3.7%	1.1%	11.1%	5.8%	14.9%	28.3%	9.0%	3.0%	3.8%	8.6%
15年	3.8%	7.7%	0.7%	3.6%	1.7%	11.5%	5.6%	14.6%	28.7%	8.8%	3.0%	3.6%	8.6%	45.4%
16年	3.8%	7.6%	0.7%	3.7%	1.8%	11.7%	5.6%	14.4%	28.0%	8.7%	3.0%	3.9%	8.7%	45.9%
17年	3.8%	7.6%	0.6%	3.8%	0.6%	12.2%	5.9%	14.7%	29.4%	8.7%	3.0%	3.9%	8.9%	47.3%
18年	3.6%	7.5%	0.6%	4.1%	1.0%	12.1%	6.1%	14.3%	30.3%	8.9%	3.0%	4.0%	9.1%	48.0%
19年	3.6%	7.6%	0.7%	4.3%	1.9%	12.4%	6.2%	14.3%	31.3%	8.8%	2.8%	4.1%	9.1%	49.1%
20年	3.6%	7.6%	0.6%	4.5%	0.9%	13.4%	6.7%	14.2%	31.7%	9.0%	2.6%	4.4%	9.1%	50.4%
21年	3.8%	7.8%	0.6%	4.5%	2.0%	14.3%	7.0%	14.3%	32.9%	9.3%	2.6%	4.4%	9.5%	51.6%
22年	3.6%	7.5%	0.6%	4.7%	0.9%	14.3%	7.0%	14.6%	32.6%	9.4%	2.6%	4.8%	9.8%	51.8%
23年	3.6%	7.4%	0.7%	4.6%	1.7%	14.2%	6.6%	14.2%	31.7%	9.7%	2.8%	4.5%	9.5%	51.4%

(備考) 太枠は、脳心臓疾患に関連のある検査項目

(規模 50 人以上の事業場)

表4 定期健康診断の業種別有所見率の推移（大阪）

業種 年	製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	そ の 他	通 信 業	と 清 掃 業	全 産 業	全 国
平成 14 年	47.5%	51.2%	56.0%	48.3%	43.2%	61.8%	61.0%	45.4%	46.7%
平成 15 年	46.7%	52.9%	56.2%	48.3%	43.4%	56.5%	61.1%	45.4%	47.3%
平成 16 年	47.5%	50.0%	56.6%	47.2%	44.1%	62.2%	61.8%	45.9%	47.6%
平成 17 年	48.6%	50.8%	57.7%	46.0%	45.7%	62.9%	63.0%	47.3%	48.4%
平成 18 年	49.1%	51.9%	59.2%	49.1%	46.3%	63.8%	64.5%	48.0%	49.1%
平成 19 年	50.3%	52.4%	60.5%	48.4%	47.4%	63.6%	65.7%	49.1%	49.9%
平成 20 年	51.1%	56.9%	62.5%	49.3%	48.7%	63.3%	68.1%	50.4%	51.3%
平成 21 年	50.9%	57.1%	63.4%	51.9%	50.3%	61.6%	69.6%	51.6%	52.3%
平成 22 年	52.0%	59.3%	61.9%	56.9%	50.4%	62.9%	69.9%	51.8%	52.5%
平成 23 年	51.5%	59.3%	63.2%	54.2%	49.9%	61.4%	70.1%	51.4%	52.7%

(規模 50 人以上の事業場)

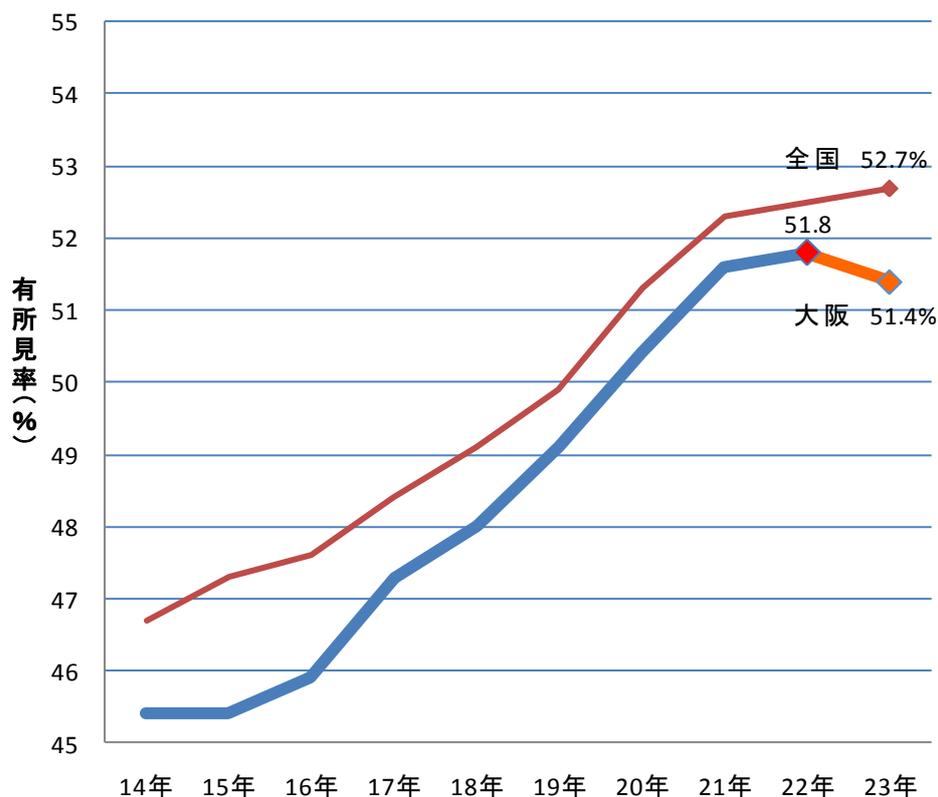
表5 定期健康診断の業種別・項目別有所見率(%) (平成23年・大阪)

健康診断 項目 業種	聴力 (1000 Hz)	聴力 (4000 Hz)	聴力 (その他)	胸部 X線検査	喀痰 検査	血圧 検査	貧血 検査	肝機能 検査	血中 脂質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見率 (全項目)
製 造 業	3.9	9.3	0.8	3.7	5.7	15.1	5.7	14.9	32.5	10.4	2.7	3.8	9.6	51.5
建 設 業	3.2	7.8	0.1	4.4	1.0	16.5	5.6	19.7	36.5	11.5	2.9	4.6	8.7	59.3
運輸交通業	6.1	19.2	0.6	8.6	0.0	24.5	8.4	20.6	43.3	18.4	6.6	5.8	12.6	63.2
貨物取扱業	4.2	8.6	0.0	4.6	0.0	16.3	7.5	16.0	33.6	10.9	3.0	5.5	8.6	54.2
そ の 他	3.2	5.5	0.7	4.4	1.1	12.7	6.7	13.2	30.2	8.7	2.4	4.6	9.2	49.9
通信業	5.0	9.0	0.2	9.7	0.1	21.4	5.3	20.6	38.1	12.6	3.9	4.6	19.2	61.4
清掃と畜業	9.1	17.3	4.4	8.8	10.5	24.4	8.3	15.5	40.2	15.4	5.8	7.5	15.9	70.1
全 産 業	3.6	7.4	0.7	4.6	1.7	14.2	6.6	14.2	31.7	9.7	2.8	4.5	9.5	51.4

(規模50人以上の事業場)

図1 定期健康診断 有所見率の推移

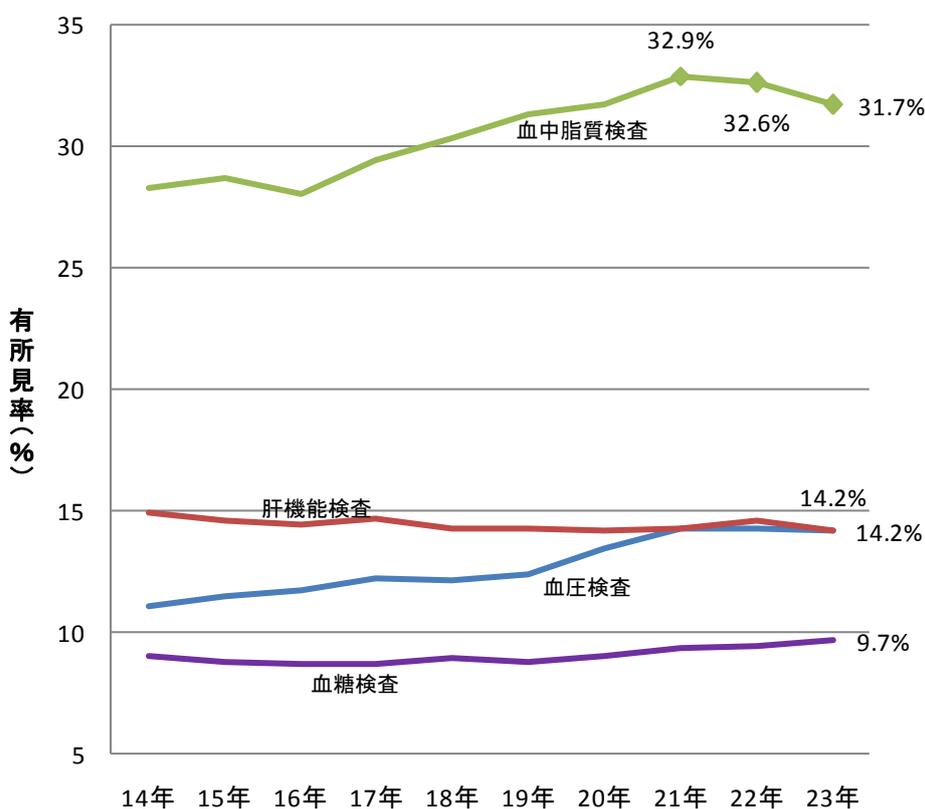
《何らかの項目が有所見であった者の割合》



年々上昇を続けていた有所見率が、大阪では平成22年の51.8%を最高に平成23年、初めて減少に転じた。

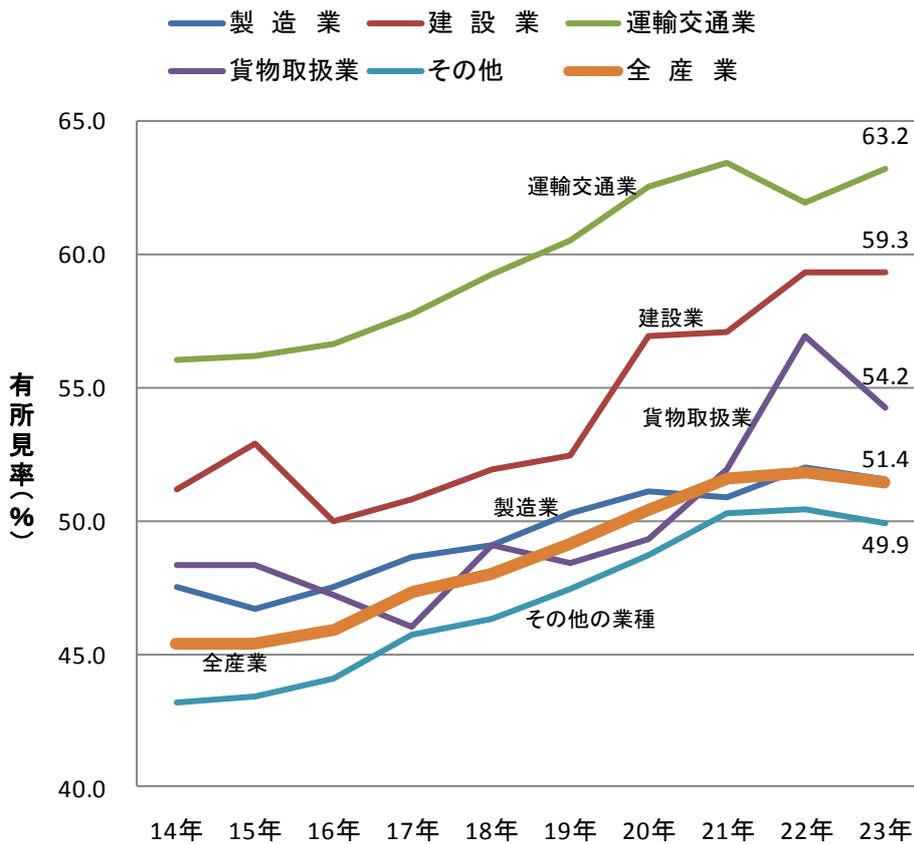
全国では平成22年52.5%、平成23年52.7%であり、増加が続いている。

図2 健診項目別有所見率の推移(大阪)



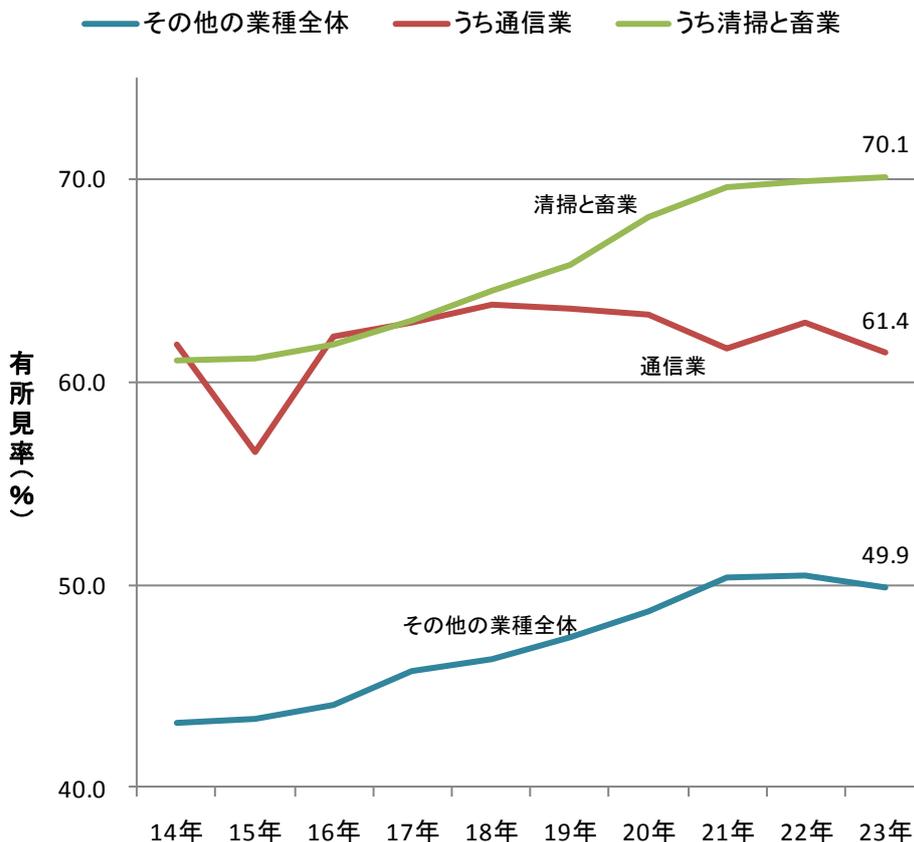
脳・心臓疾患に關係する検査項目のひとつである血中脂質検査(コレステロールに関する検査)の有所見率は依然として高いものの、平成21年の32.9%を最高に2年連続して減少した。

図3 業種別 有所見率の推移



主な業種の中で有所見率が高い「運輸交通業」には、鉄道等、道路旅客（バス、タクシー）、道路貨物の運送業が含まれ、一般に年齢の高い労働者が多いと言われる業種である。

図4 「その他の業種」の有所見率の推移



業種別で約半数が有所見となっている「その他の業種」の内訳を見ると、「清掃と畜業」の有所見率が70%を超えており、突出して高い。

ゴミの収集や廃棄物処理業の事業者が問題意識を持って対応することが望まれる。

有所見率改善のための 好事例 はありますか？

定期健康診断項目のうち、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、肥満度の検査などで所見があると診断された方は、脳・心臓疾患を発症する可能性が高いといわれています。

大 阪労働局では、平成 23 年 9 月に「定期健康診断の有所見率改善に向けた取組」として、アンケート形式により各企業の取組状況を調査し、678 の事業場から回答を得ました。その結果いくつかの問題点が見つかりました。

（詳しい調査結果は、大阪労働局ホームページ報道記者発表資料 2011.11.28 発表「定期健康診断の有所見率改善の取組状況について」をご覧ください。）

ほとんどの事業場で実施されていた項目

- 定期健康診断における有所見者について医師からの意見聴取を行っている。
- 定期健康診断の結果を労働者へ通知している。
- 定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導 を実施している。



保健指導とは：日常生活面での食生活、運動等の指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等を個別面談又は文書により行うことです。



一方で、以下の問題点が認められました。

労働者自身が定期健康診断の結果や会社の保健指導を利用して、健康の保持のための取組を実施していると答えた事業場は 61.0% あったが、その反面…

個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っている事業場はわずかに 37.5%

労働者が指導に従って実施しているかどうか把握していない事業場が 38.1%

言いつばなし？

取組結果の報告を求め、実施状況の評価をしていない事業場が 3分の2

定期健康診断の有所見率を改善するためには、事業者が、医師等から聴取した健康診断結果に関する意見を勘案し、労働時間の短縮等の就業上の措置を行うこと、保健指導を適切に行うことが必要です。

労働者自身は、指導された食生活の改善や運動等に積極的に取り組むことが重要ですが、継続的な取組には本人の意識によるところが大きく、途中で挫折してしまうことが少なくありません。

そこで、大阪労働局では各企業で工夫されている実際の事例を収集し、取組の参考とさせていただきます。

わが社の

【定期健康診断の有所見率改善のための取組】

事業場名		業種	
所在地			
TEL		FAX	
記入担当者 職氏名		事例集作成の際の 事業場名公表の諾否	諾 ・ 否

定期健康診断の有所見率を改善する取組として実施しているもの、又は実施しようとして計画しているものなど、自由にお書きください。既存のもの、ユニークなものなど何でも結構です。

色々な取組事例をお待ちしております。失敗事例も歓迎します。(必要に応じ、参考となる資料を添付してください。)

[例] フィットネスクラブの法人会員になり、社員に自由に利用させている。
ウォーキングコンクールを実施し成果に応じ賞品を出している。
個別に具体的な食事指導、運動指導を行い実施結果を報告させている。
社員食堂のメニューにカロリー表示を行い意識付けを行っている。

などなど



実施中、計画中の【改善のための取組】

その成果は？（予想される成果も含みます。）

送付先

平成 24 年 12 月末まで

〒540-8527 大阪府中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館

大阪労働局 労働基準部 健康課（担当：井内）

TEL 06-6949-6500

FAX 06-6949-6034

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

地域産業保健センターをご活用ください

産業保健サービスを **無料** で受けられます

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づく健康診断などの実施義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。こういった小規模事業場の事業者とそこで働く方が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者の方へ

*以下のサービスを無料で受けられます。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

相談内容・ご要望に応じ、必要な場合は、事業場を訪問し、作業環境等の状況も踏まえ、総合的な労働衛生管理の助言・指導を実施することもできます。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

④ 長時間労働者に対する面接指導(対象者から申し出があった場合)

の実施は、労働安全衛生法により事業者には**義務**付けられています。

働く方へ

＊以下のサービスを無料で受けられます。

A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。

B メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康に不安を感じているときは、医師または保健師に相談することができます。

C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの**事前の申し込み**が必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合や事業者の利用料の一部を負担いただくことがあります。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」

「メンタルヘルス不調に関する相談・指導」

「長時間労働者に対する面接指導」

大阪府内の地域産業保健センター

地域産業保健センター名	所在地	電話番号 ファクシミリ
大阪中央	〒543-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-16-2 森ノ宮コスモビル101 (社)大阪中央労働基準協会内	TEL 06-6941-3773 FAX 06-6941-3710
大阪南	〒557-0044 大阪市西成区玉出中2-11-4 (社)大阪南労働基準協会内	TEL 06-6656-3443 FAX 06-6656-8141
天満	〒530-0053 大阪市北区末広町3-14 大阪市北区医師会館 (社)大阪市北区医師会内	TEL 06-6312-3531 FAX 06-6311-3799
大阪西	〒550-0015 大阪市西区南堀江1-11-1 三共四ツ橋ビル8F 大阪西労働基準協会内	TEL 06-6533-3350 FAX 06-6533-3398
西野田	〒554-0012 大阪市此花区西九条5-3-60 (社)西野田労働基準協会内	TEL 06-6462-4451 FAX 06-6462-4452
淀川	〒532-0006 大阪市淀川区西三国2-18-16 (一社)淀川労働基準協会内	TEL 06-6396-5601 FAX 06-6396-5602
東大阪	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-5 (社)東大阪労働基準協会内	TEL 06-6723-3450 FAX 06-6723-3451
岸和田	〒596-0073 岸和田市岸城町23-17 (社)岸和田労働基準協会内	TEL 090-1951-6400 FAX 072-431-4031
堺	〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3-2-26 (社)堺市医師会内	TEL 072-221-2330 FAX 072-223-9609
羽曳野	〒583-0857 羽曳野市誉田4-2-3 羽曳野市立保健センター4F (社)羽曳野市医師会内	TEL 072-956-8000 FAX 072-956-4302
北大阪	〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 (社)北大阪労働基準協会内	TEL 072-846-2343 FAX 072-846-2343
泉大津	〒594-0071 和泉市府中町4丁目22-5 (社)和泉市医師会内	TEL 0725-41-6558 FAX 0725-41-1690
茨木	〒567-0031 茨木市春日3-13-5 茨木市保健医療センター (社)茨木市医師会内	TEL 072-631-2770 FAX 072-631-2771
大阪府	〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館9階	TEL 06-6944-1191 FAX 06-6944-1192

〒540-8527 大阪労働局 労働基準部 健康課
大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館9階

TEL 06-6949-6500
FAX 06-6949-6034

<http://osaka-rodo.go.jp>

※地域産業保健センターについて詳しくは、
最寄りの都道府県労働局の健康課または健康安全課にお問い合わせください。